

○島田市景観形成事業費補助金交付要綱

平成23年 3 月31日

告示第75号

改正 平成25年 3 月26日告示第42号

平成25年12月 4 日告示第217号

平成27年 6 月29日告示第158号

令和 4 年 3 月31日告示第89号

(趣旨)

第1条 市長は、良好な景観の形成を促進することにより、魅力ある地域を創出し、にぎわいのある地域社会の実現を図るため、景観形成事業を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則（平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 景観形成事業 島田市景観条例（平成25年島田市条例第34号）第8条第1項の規定により定めた景観計画重点地区（中央第三地区計画区域及び川越し街道周辺地区に限る。以下「重点地区」という。）において、別表第1に定める基準（同表を除き、以下「基準」という。）に基づいて行う建築物等の建築等（景観法（平成16年法律第110号）第16条第1項第1号に規定する建築物の建築等（建築物の移転を除く。）及び同項第2号に規定する工作物の建設等をいう。）をいう。
- (2) 建築物等 市道北おび通り線若しくは市道南おび通り線又は市道大井川川越街道に面する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）及び建築物以外の工作物のうち、市長が指定するものをいう。

（平25告示217・令4告示89・一部改正）

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、景観形成事業を行う者であって、景観法第16条第1項又は都市計画法（昭和43年法律第100号）第58

条の2第1項の規定による届出を行ったものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、同項に規定するものが個人の場合にあってはその者に係る市税、市の汚水処理場の使用料、下水道使用料及び水道料（以下「市税等」という。）、保育所の保育料、国民健康保険税、介護保険料、市営住宅の家賃並びに学校給食費保護者負担金が、法人の場合にあっては市税等がそれぞれ納付の期限内に納められていないときは、補助対象者としなない。

（平25告示42・平25告示217・平27告示158・令4告示89・一部改正）

（補助対象事業）

- 第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、景観形成事業であって、当該事業について本市の補助金等でこの要綱に基づくもの以外のもの又は国若しくは他の地方公共団体等による補助金等の交付を受けていないものとする。

（補助対象経費及び補助金の額）

- 第5条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表第2のとおりとする。

（平25告示217・一部改正）

（交付の申請）

- 第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、景観形成事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支予算書
- (3) 補助対象経費に係る契約書又は見積書の写し
- (4) 補助事業を実施する位置図
- (5) 建築物等の配置図、平面図、立面図及び着色した外観図
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 申請者のうち補助事業を実施する土地又は建物の所有者でない者にあっては、前項各号に掲げる書類のほか、当該土地又は建物の所有者の承諾書（様式第3号）を添付するものとする。

- 3 前2項の規定による申請は、1の補助事業を実施する期間が翌年度にわたるときは、各年度ごとに行わなければならない。この場合においては、当該補助事業を1

の補助事業とみなして、前条の規定を適用する。

(平25告示42・一部改正)

(交付の条件)

第7条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件とする。

(1) 次のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。

ア 補助事業の内容の変更をしようとする場合

イ 補助対象経費の額の20パーセントを超える額の変更をしようとする場合

ウ 補助事業を中止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合、又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならないこと。

(3) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならないこと。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得金額が50万円以下のものを除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

(5) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、その事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならないこと。

(交付決定の通知)

第8条 市長は、補助金の交付を決定したときは、規則第13条第4号アに規定する補助金交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(平25告示42・全改)

(変更の承認)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が第7条第1号ア又はイに規定する変更をしようとするときは、規則第13条第5号に規定する補助金交付変更承認申請書に次に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 変更事業計画書（様式第2号）
- (2) 規則第13条第3号に規定する変更収支予算書
- (3) 補助対象経費に係る変更契約書又は変更見積書の写し
- (4) 変更後の建築物等の配置図、平面図、立面図及び着色した外観図
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、規則第13条第6号に規定する補助金交付変更承認書により、当該申請をした者に通知するものとする。

（平25告示42・一部改正）

（実績報告）

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、補助事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、規則第13条第7号に規定する実績報告書に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（様式第2号）
- (2) 規則第13条第3号に規定する収支決算書
- (3) 補助事業に要した経費に係る領収書の写し
- (4) 補助事業の完了を確認できる写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（平25告示42・一部改正）

（交付確定の通知）

第11条 市長は、補助金の額を確定したときは、規則第13条第8号に規定する補助金交付確定通知書により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（平25告示42・全改）

（補助金の請求）

第12条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条に

規定する補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して10日を経過した日までに、規則第13条第9号に規定する請求書を市長に提出しなければならない。

(平25告示42・一部改正)

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに島田市まちなみ景観形成事業を実施し、補助金の交付を受けた者については、第3条の規定にかかわらず、当該事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得金額が50万円以下のものを除く。）が第7条第4号に規定する期間内にあるときは、補助対象者とししない。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

附 則（平成25年3月26日告示第42号）

この告示は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則（平成25年12月4日告示第217号）

この告示は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成27年6月29日告示第158号）

この告示は、公示の日から施行する。

附 則（令和4年3月31日告示第89号）

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の島田市景観形成事業費補助金交付要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

(島田市史跡のまちなみ保存整備事業費補助金交付要綱の廃止)

3 島田市史跡のまちなみ保存整備事業費補助金交付要綱（平成17年島田市告示第128号）は、廃止する。

別表第 1（第 2 条関係）

（平25告示217・追加、令 4 告示89・一部改正）

区分		基準
建築物		重点地区に係る景観の形成基準のうち建築物に関する基準に適合すること。
工 作 物	門、塀等	重点地区に係る景観の形成基準のうち工作物等に関する基準に適合すること。
	屋外広告物	中央第三地区計画区域内の屋外広告物にあつては和の雰囲気にと調和し、かつ、市長が別に定める基準に適合すること、川越し街道周辺地区内の屋外広告物にあつては重点地区に係る景観の形成基準のうち工作物等に関する基準に適合すること。

別表第 2（第 5 条関係）

（平25告示217・旧別表・一部改正、令 4 告示89・一部改正）

補助対象経費		補助金の額
建築物	建築物の新築、増築又は改築に係る経費のうち、基準に基づくことにより増加する外観に係る経費	補助対象経費に2分の1以内の割合を乗じて得た額 （当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、中央第三地区計画区域内の建築物にあつては150万円、川越し街道周辺地区内の建築物にあつては200万円を限度とする。
	次に掲げる経費のうち、基準に基づくことにより増加する外観に係る経費 （1） 外観を変更することとなる修繕（建築 附帯設備等を外部から見えにくくするため の設備の設置を含む。）に要する経費 （2） 外観を変更することとなる模様替に要	補助対象経費に2分の1以内の割合を乗じて得た額 （当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし、中央第三地区計画区

		する経費 (3) 外観を変更することとなる色彩の変更 (外壁等の過半について行うものに限る。) に係る経費	域内の建築物にあっては 100万円、川越し街道周辺 地区内の建築物にあって は150万円を限度とする。
工 作 物	門、塀等	門、塀等の建設等に係る経費のうち、基準に基づくことにより増加する経費	補助対象経費に2分の1以 内の割合を乗じて得た額 (当該額に1,000円未満 の端数を生じたときは、 これを切り捨てた額) と し、中央第三地区計画区 域内の工作物にあっては 20万円、川越し街道周辺 地区内の工作物にあって は30万円を限度とする。
	屋 外 広 告 物	屋外広告物の建設等に係る経費のうち、基準に基づくことにより増加する経費	補助対象経費に2分の1以 内の割合を乗じて得た額 (当該額に1,000円未満 の端数を生じたときは、 これを切り捨てた額) と し、中央第三地区計画区 域内の工作物にあっては 10万円、川越し街道周辺 地区内の工作物にあって は15万円を限度とする。

様式第1号（第6条関係）

景観形成事業費補助金交付申請書

年 月 日

島田市長

住所 〔法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地〕

申請者

氏名 〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕[㊞]

電話番号

年度において景観形成事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 円

2 内訳

区 分		全 体 事 業 費	補助対象経費	補 助 率	交 付 申 請 額
建 築 物		円	円	1 / 2	円
工 作 物	門、塀等	円	円	1 / 2	円
	屋外広告物	円	円	1 / 2	円

3 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 補助対象経費に係る契約書又は見積書の写し
- (4) 補助事業を実施する位置図
- (5) 建築物等の配置図、平面図、立面図及び着色した外観図
- (6) 補助事業を実施する土地又は建物の所有者以外の者が申請する場合は、
所有者の承諾書
- (7) その他

様式第2号（第6条、第9条、第10条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

事業の実施箇所				
建築物の用途、 又は工作物の種類				
計 画 概 要	建 築 面 積		建 ぺ い 率	
	延べ床面積		容 積 率	
	最高の高さ			
事業着手（予定） 年月日	年 月 日			
事業完了（予定） 年月日	年 月 日			
施 工 者	所 在 地			
	代表者の氏名			
	電 話 番 号			

様式第3号（第6条関係）

承 諾 書

年 月 日

島田市長

住所 〔法人その他の団体にあつては、
その主たる事務所の所在地〕

所有者

氏名 〔法人その他の団体にあつては、
その名称及び代表者の氏名〕[㊦]

電話番号

私は、この度、私が所有する下記の 土地 建物 について、 が、島田市景
観形成事業費補助金交付要綱に基づく景観形成事業を行うことを承諾します。

記

土地（建物）の所在地 島田市

様式第 1 号（第 6 条関係）

様式第 2 号（第 6 条、第 9 条、第10条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

（平25告示42・旧様式第 4 号繰上）